平成２３年（フ）第３３号
金沢市笠舞１丁目６番９号　アドニス203号、従前の住所金沢市辰巳町ロ61番地２
債務者　吉岡　　茂
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第４９号
石川県河北郡津幡町字南中条５号８番地１　ハウス中条２Ｂ
債務者　川端　義信
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第１９号
長野県下伊那郡高森町下市田2846番地１　ハイライズ７号
債務者　上原智香子（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成23年３月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２３年（フ）第１４３号
愛知県刈谷市半城土中町２丁目22番地15　フォーブル廣瀬101号、旧住所愛知県岡崎市真福寺町字落合５番地６
債務者　加藤　由香
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第３３号
三重県伊賀市上野忍町2553番地の８　ハイムシノブ101、前住所三重県伊賀市小田町1416番地の５
債務者　平井　文子
1　決定年月日時　平成23年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２３年（フ）第３７号
滋賀県近江八幡市土田町812番地４
債務者　陶器　九美
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第４２号
滋賀県彦根市鳥居本町1281番地
債務者　上原　鉄男
1　決定年月日時　平成23年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第５０号
鳥取県鳥取市湖山町南２丁目827番地２
債務者　井上　英人
1　決定年月日時　平成23年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４６号
鳥取県米子市上後藤６丁目14番45号　105号
債務者　堀内　秀則
1　決定年月日時　平成23年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第９号
広島県東広島市西条町下三永625番地
債務者　石川　佳樹
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３２号
広島県東広島市西条中央３丁目29番８―303号
債務者　斉藤　志保
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１４６号
広島市安佐南区長束５丁目18番21―103号
債務者　春田ひとみ
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２０１号
広島市安佐北区落合１丁目39番８―201号　Ａ
債務者　尾田　常規
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２０２号
広島市安佐北区落合１丁目39番８―201号　Ａ
債務者　尾田みゆき
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２２５号
広島市東区中山南１丁目６番９号
債務者　ｙｏｕ　ｓｈｏｐ　広島東こと　山田　修司
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２２６号
広島市東区中山南１丁目６番９号
債務者　山田美登子
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３５号
山口県下関市名池町９番４号
債務者　福谷　都子
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
山口地方裁判所下関支部破産係